

令和8年度の国民健康保険料の簡易計算方法

国民健康保険料は、加入者の加入期間ごとにA:医療分、B:後期高齢者支援金分、C:介護納付金分、D:子ども・子育て支援金分(以下、子ども支援金分という。)を計算し世帯で合算します。A・B・C・Dはそれぞれ①均等割額と②所得割額の合計です。未就学児(令和9年3月末時点で6歳以下の方)に係る均等割額は半額に軽減されます。

令和9年3月末時点で18歳以下の方に係るD:子ども支援金分の均等割額は全額軽減されます。

世帯で合算した所得金額が一定の基準以下の場合には均等割額が減額されます。

この簡易計算では加入者全員の加入期間が同じ令和8年4月～令和9年3月としてまとめて計算し、均等割額の減額判定は考慮していません。正式な保険料額は「杉並区国民健康保険料額通知書」でご確認ください。

	【40歳～64歳・75歳以上】 以外の方	40歳～64歳の方
加入者数	(1) 人	(2) 人
賦課標準額	(a) 円	(b) 円

賦課標準額の求め方(加入者ごとに計算して合算してください)

令和7年1月～12月の総所得金額等(※1)から住民税の基礎控除額(43万円)を差し引いた金額です。

※1 現行の地方税法とは異なります。総所得金額等に以下の項目が含まれている場合はご注意ください。

(退職所得…含めません/雑損失の繰越控除…控除しません/分離長期・短期譲渡所得の特別控除…控除します)

上表の(1)～(2)、(a)～(b)で算出した数値を、下表の式の太枠内に入れて計算してください。

A: 医療分

【①均等割額】	加入者数 (1)+(2)	【②所得割額】	加入者数 (1)+(2)	【③合計額】	① + ②
47,600 円 × <input type="text"/> 人	賦課標準額(a)+(b)	<input type="text"/> 円 × 7.51%	<input type="text"/> 円 × <input type="text"/>	= ③ 円 / 1年	
★未就学児(令和9年3月末時点で6歳以下の方)				ただし、③が	
− 23,800 円 × <input type="text"/> 人				最高限度額(67万円)を超える場合	
= ① 円		= ② 円		= ③ 670,000 円 / 1年	になります。

B: 後期高齢者支援金分

【①均等割額】	加入者数 (1)+(2)	【②所得割額】	加入者数 (1)+(2)	【③合計額】	① + ②
17,600 円 × <input type="text"/> 人	賦課標準額(a)+(b)	<input type="text"/> 円 × 2.80%	<input type="text"/> 円 × <input type="text"/>	= ③ 円 / 1年	
★未就学児(令和9年3月末時点で6歳以下の方)				ただし、③が	
− 8,800 円 × <input type="text"/> 人				最高限度額(26万円)を超える場合	
= ① 円		= ② 円		= ③ 260,000 円 / 1年	になります。

C: 介護納付金分 (40歳～64歳の加入者のみ該当)

【①均等割額】	加入者数 (2)	【②所得割額】	加入者数 (2)	【③合計額】	① + ②
17,800 円 × <input type="text"/> 人	賦課標準額 (b)	<input type="text"/> 円 × 2.43%	<input type="text"/> 円 × <input type="text"/>	= ③ 円 / 1年	
= ① 円		= ② 円		ただし、③が	
				最高限度額(17万円)を超える場合	
				= ③ 170,000 円 / 1年	になります。

D: 子ども支援金分

【①均等割額】	加入者数 (1)+(2)	【②所得割額】	加入者数 (1)+(2)	【③合計額】	① + ②
1,873 円 × <input type="text"/> 人	賦課標準額(a)+(b)	<input type="text"/> 円 × 0.27%	<input type="text"/> 円 × <input type="text"/>	= ③ 円 / 1年	
◎18歳以下の方(令和9年3月末時点)				ただし、③が	
− 1,873 円 × <input type="text"/> 人				最高限度額(3万円)を超える場合	
= ① 円		= ② 円		= ③ 30,000 円 / 1年	になります。

*A・B・C・Dごとに「最高限度額」が定められています。上記の【③合計額】が最高限度額を超えた世帯は、最高限度額が保険料です。

世帯の令和8年度保険料

A:医療分③ + B:後期高齢者支援金分③ + C:介護納付金分③ + D:子ども支援金分③ = _____ 円

任意継続等の保険料と比較する場合は、12で割ることにより月額相当額を求めることができます。(※2)

※2 基本的に、お支払いの回数は加入月数と一致しないため、納期ごとの金額は月額相当額と異なります。